

鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市商品開発支援事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第156号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「補助金」の次に「及びこの要綱による補助金」を加える。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。